

社会福祉法人長瀬福祉会役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長瀬福祉会（以下「法人」という。）の非常勤の役員、評議員及び苦情解決第三者委員並びに入所検討委員会第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬を受ける役員及びその種類、額は別表第1のとおりとする。

(報酬の支給及びその支給期日)

第3条 日額で定める報酬（以下「日額報酬」という。）は、その報酬を受けるべき者が、次の各号に該当して、職務を行う場合に、その勤務日数に応じてこれを支給する。

- (1) 職務を遂行するために、正規の会議に出席したとき。
- (2) 職務を遂行するための調査、研究、検査、審査、立会いその他これに関する事務のために、正規の招集若しくは依頼に応じて職務を行ったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、その職に係る事件に関して従事したときで、その性質上報酬を支給することが適当であると認めるとき。

2 日額報酬の支払期日は、その月分を毎月末日に支給する。

(費用弁償)

第4条 役員が前条第1項各号に該当して職務を行う場合は、その職務を行うために要する費用の実費を支給する。ただし、長瀬町の区域内においてその職務が行われるときは、一日につき500円を支給する。

2 前項の役員が職務のため町外に旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。

4 第1項及び第3項に定めるもののほか、役員に支給する旅費については、「社会福祉法人長瀬福祉会旅費規程」の例による。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行し、平成10年7月2日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月5日から施行する。

附 則

役員の報酬及び費用弁償については、平成21年10月1日から2年間支払いを凍結する。

別表第1

(単位：円)

職 名	報 酬 の 種 類	報 酬 額
理 事 長	日 額	3,500
理 事	日 額	3,500
監 事	日 額	3,500
評 議 員	日 額	3,500
苦情解決 第三者委員	日 額	3,500
入所検討委員会 第三者委員	日 額	3,500

別表第2

(単位：円)

職務の 区 分	車賃 (1kmにつき)	宿泊料 (1夜につき)	
		県 内	県 外
役 員	37	9,800	10,900